

令和2年第4回

長与町議会定例会会議録

令和2年12月 1日開会

令和2年12月11日閉会

長与町議会

令和2年第4回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和2年12月1日

本日の会議 令和2年12月1日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
参事 森本陽子君	主査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総務部長 中嶋敏純君
企画財政部長 森川寛子君	建設産業部長 日名子達也君
住民福祉部長 栗山浩二君	健康保険部長 志田純子君
水道局長 辻田正行君	会計管理者 田中一之君
教育次長 山本昭彦君	教育委員会理事 金崎良一君
総務課長 荒木秀一君	秘書広報課長 中村元則君
契約管財課長 和田弘君	地域安全課長 宮崎伸之君
政策企画課長 荒木隆君	財政課長 木須紀彦君
土木管理課長 山崎昇君	都市計画課長 山崎禎三君
住民環境課長 中尾盛雄君	生涯学習課長 北野靖之君

会議録署名議員

6番 安部都議員 7番 内村博法議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時50分

令和2年第4回長与町議会定例会
議事日程（第1号）

令和2年12月1日（火）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	87	町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	
6	88	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	
7	89	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
8	90	長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	
9	91	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	
10	92	長与町都市公園条例の一部を改正する条例	
11	93	長与北小学校校舎外壁改修工事請負契約の変更について	
12	94	町道路線の廃止について	
13	95	町道路線の認定について	
14	96	長与町基本構想の策定について	
15	97	令和2年度長与町一般会計補正予算（第6号）	
16	98	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	
17	99	令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
18	—	一般質問	

令和2年第4回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 12月1日（火） ～ 12月11日（金） 11日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
12	1	火	9：30	本会議	議長報告、行政報告、報告事項 議案上程（提案理由説明）
					（全員協議会）
					一般質問（3名） （午後）金子議員・八木議員 吉岡議員
	2	水	9：30	本会議	一般質問（5名） （午前）西田議員・堤 議員 （午後）内村議員・河野議員 西岡議員
					一般質問（3名） （午前）安藤議員・安部議員 （午後）中村議員
	3	木	9：30	本会議	議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
	4	金	9：30	委員会	付託案件審査
	5	土	—	休 会	
	6	日	—	休 会	
	7	月	9：30	委員会	付託案件審査
8	火	9：30	委員会	付託案件審査	
9	水	9：30	委員会	付託案件審査	
10	木	9：30	委員会	付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ	
11	金	9：30	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）	

1	9番	金子 恵 議員 ① 本町の環境美化について ② 遊休資産の活用について
2	1番	八木 亮三 議員 ① パートナーシップ制度導入についての答弁のその後について ② 「ミックンファミリー」を使用する請負契約の一社独占について
3	13番	吉岡 清彦 議員 ① 文化の発展や、振興策について
4	3番	西田 健 議員 ① 長与町第9次総合計画について
5	11番	堤 理志 議員 ① 新型コロナ感染症対策について ② 遊び心のある町づくりについて
6	7番	内村 博法 議員 ① 介護に関する課題について ② 教職員の働き方改革について
7	12番	河野 龍二 議員 ① 環境問題について ② 小中学校の少人数学級について
8	15番	西岡 克之 議員 ① 社会福祉法改正法について ② 企業誘致について ③ 脱ハンコ社会について
9	8番	安藤 克彦 議員 ① 学校給食費の公会計化について ② 役場や公共施設窓口におけるキャッシュレス化と税等の支払い方法の拡充について ③ 新図書館建設に向けての現状について
10	6番	安部 都 議員 ① 障がい児・者福祉政策について ② 小・中学校における「男女混合名簿」導入について ③ 「長与町における性暴力を根絶し、性被害から町民等を守るための条例」制定等について
11	5番	中村 美穂 議員 ① 町道及び公園の維持管理について ② GIGAスクール構想について

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。開会に先立ちまして皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染予防のため場内でのマスク着用をお願いいたします。

ただいまから令和2年第4回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、6番安部都議員、7番内村博法議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月11日までの11日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって会期は本日から12月11日までの11日間に決定しました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告であります。お手元に配布したとおりであります。これで議長報告を終わります。

次に、請願陳情について申し上げます。請願陳情についてはありません。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。寒さが日増しに募ってまいりまして体調を崩しやすい季節になりましたが、議員各位におかれましては、くれぐれも健康に御留意をされ御自愛いただきたいと存じます。さて、令和2年第4回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用の中に御出席をいただき厚く御礼を申し上げます。本日から開会をしていただくわけでございますが、本定例会におきましても重要な案件をお願いいたしておりますので、御審議を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。それでは9月から11月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に配布のとおり、例年で行っていただけたら町民ソフトボール大会、町民体育祭などが開催される時期でございましたが、新型コロナウイルス感染防止のため中止となっております。主要な部分のみ御報告をさせていただきたいと思っております。まず9月でございますけれども、29日に長与川まつり神事を執り行い、川の恵みに感謝し、この1年間の安全と繁栄の祈願をいたしましたところでございます。10月に入りまして16日からの1か月間、コロナ禍でも安全に楽しめる新たなイベントとして、秋の町民総歩きを開催いたしております。30日には高田南土地区画整理事業及び都市計画道路西高田線の整備促進につきまして、国土交通省等へ要望を行っております。11月に入りまして、2日に太陽工業株式会社と災害時における天幕等資器材の供給に関する協定締結式を執り行いました。本協定によりまして避難所生活が長期化した場合に、プライベートスペースに必要なパーテーションなどを提供していただく体制ができ上がっております。

本協定が締結できましたことは、町民の安全、安心を担う本町にとりまして大変心強く、町民の皆様の安心感の向上にも寄与するものと期待をしておるところであります。3日には長与町民文化祭「表彰式典」を挙行政いたしました。式典では、自治功勞や教育、文化、スポーツなどに御尽力をいただきました42名と1団体へ、表彰状及び感謝状の授与を執り行っております。また期間中、総合開発審議会及びまち・ひと・しごと創生推進会議を複数回開催していただきました。第10次総合計画につきまして、まちづくり全般にわたり、また地方創生の観点から、それぞれ御審議をいただいております。総合開発審議会におきましては、計画案について諮問をさせていただき、11月20日には答申をいただいたところでございます。そのほかにも行政報告には記載をしておりますけれども、多くの会議等に出席をしております。また、会議等で上京した際には、高田南土地区画整理事業並びに都市計画道路西高田線の早期完成へ向け、国土交通省及び関係部局へも足を運び、要望を行っているところでございます。次に載せております5,000万円未満の入札結果と併せまして御参照いただければと存じます。以上が9月から11月にかけての行政報告でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で行政報告を終わります。

日程第5、議案第87号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例から、日程第10、議案第92号長与町都市公園条例の一部を改正する条例までの6件を一括議題といたします。ただいま一括議題としております議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、一括提案となりました議案第87号から第92号につきまして、提案理由を申し上げます。初めに議案第87号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例につきまして、本条例は地方自治法の一部改正によりまして、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部についての免責が新たに規定され、条例におきまして損害賠償の限度額を定めることができるものとされましたので、法改正に合わせ、政令で定める基準に沿って制定するものでございます。地方自治法の一部改正の背景としまして、住民訴訟の対象となる町長や職員等の損害賠償責任につきましては、善意でかつ重大な過失が無い場合においても、個人責任としては多額な責任を追及される場合があり、これによって積極的な職務遂行に支障をきたしているという指摘がございました。この指摘を受け国において検討がなされ、損害賠償責任の一部を免責する条例を制定することができるよう地方自治法の一部が改正をされました。次に、条例の内容について御説明を申し上げます。第1条では本条例の趣旨につきまして、第2条では町長や職員等の町に対する損害賠償責任につきまして、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、基準給与年額に第1号から第4号までの職務を行う区分に応じて定める数を乗じた額を控除して得た額につきまして、免れさせるものとするものでございます。第1号から第

4号の区分に応じて定める数については、地方自治法施行令に規定しております参酌基準を用いております。附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとしておるところでございます。

続きまして、議案第88号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は地方公務員法第28条第4項に基づき、職員の失職の特例を定めるものでございます。地方公務員法におきましては、職員が禁錮以上の刑に処せられた場合、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失うと規定されております。近年の職員を取り巻く勤務環境におきましては、従前と比べ交通事故をはじめとする様々な事故に遭遇する可能性が増加してきておるところでございます。本町の現状におきましては、失職に係る条例の定めがないため、事故における過失の程度や事故に至った経緯等について一切考慮されることなく、禁錮以上の刑に処せられた場合は失職となります。このため地方公務員法第28条第4項の規定に基づき、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ刑の執行を猶予された者につきましては情状を考慮し、特に必要と認めたときに限り失職しないものとする特例を定めるものでございます。附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとしておるところでございます。

続きまして、議案第89号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は個人の所得計算における控除額10万円を給与所得控除等から基礎控除に振り替えようとする令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しの影響により、国民健康保険税の負担水準に関し、意図せざる影響や不利益が生じないよう国民健康保険税の軽減判定所得につきまして所要の改正を行うものでございます。第21条第1号から第3号までは、順に7割軽減、5割軽減、2割軽減について規定した条文でございまして、それぞれ対象となる世帯所得基準額に関し、基礎控除額を33万円から43万円に引き上げるとともに、給与所得等控除の改正の影響を受けた者の合計人数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えることで、従前からの軽減判定に変更を生じないよう改めるものでございます。附則第2項につきましては、公的年金等に係る特例的な追加控除15万円の影響を反映させるため、第21条第1号中に掲げられております公的年金等控除額の控除を受けた者の要件として、当該15万円を加算した「125万円を超える者に限る」に読み替える規定を追加いたしております。また附則第1項につきましては本条例の施行日を令和3年1月1日からとし、第2項におきまして本条例の規定を令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することとしております。

続きまして、議案第90号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は令和2年3月31日公布の地方税法等の一部を改正する法律により「特例基準割合」の呼称が「延滞金特例基準割合」に改正されたことに伴い、附則第2条中の字句を修正するものでございます。附則第1項につきましては、本条例の施行日を令和3年1月1日からとし、附則第2項におきまして令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用することとしております。

続きまして、議案第91号長与町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は令和2年3月31日公布の地方税法等の一部を改正する法律により「特例基準割合」の呼称が「延滞金特例基準割合」に改正されたことに伴い、附則第5項中の字句を修正するものでございます。附則第1項につきましては本条例の施行日を令和3年1月1日からとし、附則第2項におきまして令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用することとしております。

続きまして、議案第92号長与町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は中尾城公園に設置しているスパイラルスライダーにつきまして、安全性の確保が難しいことから使用しないことを9月に決断をいたしました。このことに伴い、本条例において定めてあるスパイラルスライダーに関する規定を削除するものでございます。附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとしております。

以上が議案第87号から第92号までの提案理由でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第11、議案第93号長与北小学校校舎外壁改修工事請負契約の変更についてから、日程第14、議案第96号長与町基本構想の策定についてまでの4件を一括議題とします。ただいま一括議題としております議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ただいま一括提案となりました議案第93号から第96号につきまして、提案理由を申し上げます。初めに議案第93号長与北小学校校舎外壁改修工事請負契約の変更につきまして、本議案は令和2年7月17日第1回臨時会で議決いただきました請負契約につきまして、当初請負契約額8,467万2,500円を1,150万500円増額し、契約額9,617万3,000円として請負契約の変更を行いたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。本工事は校舎全棟の外壁の浮き部やクラック、爆裂箇所を改修後、全体に防水塗装を施すものでございます。今回の変更概要としましては、足場設置後の施工数量調査の結果、ひび割れ、浮き部、鉄筋爆裂補修等の数量が想定より大幅に増加したことに伴い、請負金額が変更となったことによるものでございます。なお、別紙参考図面として、1枚目に特別管理棟の立面損傷図を、2枚目に損傷図の一部を拡大した図面を添付しておりますので、御参照をお願いしたいと思っております。

続きまして、議案第94号町道路線の廃止につきまして、本議案は道路法第10条第3項の規定により町道路線の廃止をお願いするものでございます。対象となる路線につきましては、高田南土地区画整理事業の道路整備に伴い、新たに認定を行うため、現町道を廃止する路線番号5033の区画道路64号線、路線番号5034の区画道路66

路線、路線番号5035の区画道路67号線、路線番号5038の特殊道路112号線、路線番号5049の特殊道路123号線、路線番号5052の特殊道路128号線までの6路線でございます。議案のあとに参考資料として町道廃止路線一覧表、廃止路線平面図を添付しております。路線図に起点を○、終点を△で表示しておりますので御参照をお願いしたいと思っております。

続きまして、議案第95号町道路線の認定につきまして、本議案は道路法第8条第2項の規定により町道路線の認定をお願いするものでございます。対象となる路線につきましては、高田南土地区画整理事業の道路整備に伴い、新たに認定をする路線番号1182の高田南64号線、路線番号1183の高田南66号線、路線番号1184の高田南67号線、路線番号1251の高田南112号線、路線番号1262の高田南123号線、路線番号1265の高田南128号線までの6路線。池山土地区画整理事業の道路整備に伴い、新たに認定をする路線番号1331のユースヒル1号線から路線番号1336のユースヒル6号線までの6路線。公衆用道路の帰属により新たに認定をする路線番号1341の日当野4号線、路線番号1342の壱町田線の2路線であります。議案のあとに参考資料として町道認定路線一覧表、位置図及び町道認定路線図を添付しております。路線図には起点を○、終点を△で表示しておりますので御参照願います。

続きまして、議案第96号長与町基本構想の策定につきまして、基本構想につきましては、長与町基本構想の策定に関する条例第2条第1項の規定により、まちづくりの将来像の実現に向けて策定することになっており、同条例第4条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。本町では平成22年度に策定をいたしました基本構想に基づき行政運営を行ってまいりましたが、令和2年度でその期間が終了することとなります。この間町民の皆様の御理解とお力添えにより「自然環境と都市機能が調和した暮らしやすい町」「子育てや教育環境が充実した町」との一定の評価をいただいているところでございます。近年本町を取り巻く状況は少子高齢化の進展、地球規模の気候変動や頻発する自然災害、新型コロナウイルスの感染拡大など大きく変化をしております。また、横ばいが続いていた人口も減少局面に転じており、長期的には人口減少が避けられない状況にあります。こうした社会状況の変化を的確に捉え、まちづくりへの新たな対応が求められる中、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的指針として、基本構想を策定するものでございます。策定にあたりましては、町民意識調査や若者アンケート、ワークショップにおいて様々な御意見を頂戴してまいりました。また、地方創生の観点から、まち・ひと・しごと創生推進会議におきましても御議論をいただいたほか、パブリックコメントも実施するなど、多くの町民の皆様の御協力の下、作業を進めてまいりました。最終的に総合開発審議会におきまして、度重なる御審議の上、答申をいただいたものでございます。基本構想の期間は令和3年度から12年度までの10年間で、町の将来像を「人・緑・未来 つなぎ はぐくむながよ ～幸福度日本一のまちをつくる～」と設定し、人と人の繋がりがあがる安心して暮らせるまち、自然を慈

しむ安らぎのあるまち、未来を創り育んでいくまちを目指してまいりたいと考えております。また、令和12年度の目標人口を4万2,000人、目標世帯数は1万7,500世帯と想定しており、土地利用におきましては、自然環境、経済的社会的条件等により「憩いのゾーン」「安らぎのゾーン」「緑とアグリのゾーン」「文化・情報のゾーン」の4つのゾーンを設定し、地域特性を活かしたまちづくりを推進してまいりたいと考えております。町の将来像の実現に向けましては「協働による持続可能な社会」「心を育む教育と文化」「創造性と活力ある産業」「魅力ある町と新しい人の流れ」「安全・快適・便利な暮らし」「温もりのある健康と福祉の町」の6項目を基本目標に掲げ、これらを達成するための各種施策を積極的に推進してまいりたいと考えております。こうした取り組みにより、他の市町に誇れる長与町を目指し、この基本構想の実現に最大限の努力を傾注してまいり所存でございます。議会におかれましては、基本構想に関する調査特別委員会を設置していただいております。何卒、議会の皆様の御指導、御支援をお願いするとともに、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上が議案第93号から第96号の提案理由でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第15、議案第97号令和2年度長与町一般会計補正予算（第6号）から、日程第17、議案第99号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題とします。

ただいま議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案となりました議案第97号から第99号につきまして、提案理由を申し上げます。初めに議案第97号令和2年度長与町一般会計補正予算（第6号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出それぞれ1億5,885万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額を193億541万6,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページ以降の第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。

歳入の13款1項国庫負担金は令和元年度事業費の確定に伴う過年度精算金を、2項国庫補助金は社会保障・税番号システム改修費補助金等を計上いたしました。14款1項県負担金は令和元年度事業費の確定に伴う過年度精算金を、2項県補助金は災害復旧対策支援事業補助金を計上。16款寄附金では社会福祉寄附金及びふるさと長与応援寄附金を計上しております。18款繰越金は今回の補正の財源調整として計上。19款5項雑入ではコミュニティ助成事業助成金の減額補正をしております。

続いて3ページから4ページまでの歳出につきまして御説明を申し上げます。歳出では各科目の職員人件費につきまして、主に配置転換による補正分を計上いたしております。

す。次に職員人件費以外の補正につきまして主なものを御説明いたします。2款総務費ではテレワーク環境整備事業費及びふるさと長与応援寄附金事業の増額等を計上。3款民生費では子ども医療費の増額及び令和元年度事業費の確定に伴う過年度精算金等を計上いたしております。4款衛生費では町民総歩き事業に係る経費等を計上いたしております。6款農林水産業費は災害復旧対策支援事業補助金を計上しております。8款土木費では都市計画調査業務委託料等を計上いたしております。9款消防費では、今年度実施予定でありました長崎県ポンプ操法大会が中止になったことに伴う関連経費の減額補正及び避難所用のパーテーション購入費を計上いたしております。10款教育費では新型コロナウイルス感染症対策として、成人式会場設営委託料及び図書館関連経費を計上いたしております。5ページの第2表繰越明許費では、テレワーク環境整備事業及びスポーツ施設予約管理システムのオンライン化事業における繰越額の設定をお願いいたしております。6ページの第3表債務負担行為補正では、公益社団法人長崎県林業公社が借り入れた利用間伐推進資金に対する損失補償及び中学校教師用教科書・指導書購入事業を計上しております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をお願いしたいと思っております。

続きまして、議案第98号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は歳入歳出それぞれ88万円を追加し、補正後の予算の総額を5億3,935万3,000円とするものでございます。それでは歳入につきまして御説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。3款繰入金1項一般会計繰入金は、基幹システムの改修委託料を一般会計から事務費として繰り入れるため88万円を増額計上するものでございます。次に歳出について説明をいたします。3ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費は、令和3年度からの保険料算定に関する制度改正に備えるため、基幹システムの改修委託料88万円を増額計上いたしております。

以上が今回の補正の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思っております。

続きまして、議案第99号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ508万5,000円を追加いたしまして、補正後の総額を35億285万6,000円とするものでございます。補正の内容につきまして2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。保険事業勘定の歳入につきまして、3款国庫支出金2項国庫補助金は介護報酬改定等に伴うシステム改修に対する国庫補助でございます。7款繰入金1項一般会計繰入金は、同じく介護報酬改定等に伴うシステム改修に対する一般会計からの繰入金でございます。続きまして、歳出につきまして御説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費は介護報酬改定等に伴う基幹系システム及び介護認定支援システム

の改修業務でございます。以上が補正予算の内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思っております。

以上が議案第97号から第99号までの説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

場内の時計で、13時まで休憩をいたします。なお、10時30分より全員協議会を会議室で行いますので、議員の皆様方はお集まりください。

（休憩 10時06分～13時00分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第18、これから一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、金子恵議員の①本町の環境美化について、②遊休資産の活用についての質問を同時に許します。

9番、金子恵議員。

○9番（金子恵議員）

12月議会、最初の一般質問をさせていただきます。今回テーマを2つ設けておりますので、できるだけ時間短縮に努めたいとは思いますが、よろしくお願いいたします。

①本町の環境美化について。現代社会において私達の普通の生活が自然生態系を壊し、気候の変動や大気汚染など健康に関わる環境汚染問題を引き起こす結果となっています。人が自然と共存して生きていく上で、環境との関わりについて正しい知識を持つことは、重要かつ大切な問題です。これは長与町だけで考えたからと解決する問題ではありませんが、人として、行政として、その解決の一步に関わっていくべき課題であると考えています。昨年11月、日本にローマ教皇が来日されました。来日中のフランシスコ・ローマ教皇は、11月25日首相官邸で演説し、世界中の経済格差の拡大や日本を含む少子高齢化の進行に警鐘を鳴らすとともに、地球環境問題に触れ「私達は若者から地球を搾取するための所有物ではなく、次の世代に手渡すべき貴重な遺産として見るよう求められている」と訴えられました。今の時代に生きるものに課せられた課題であり、世界的にも重要な環境問題に対し、一住民としてその一助になるよう、すべきこと、できることを考え、今後の本町の環境美化に寄与していくためにも、増え続けるごみ、多様化するごみの収集方法や人としてのモラルを理解してもらうための手段など、ごみから目をそらして暮らせる時代は終わりつつあり課題は山積していると考えます。また、環境保全という観点から、町内各所に草刈りや伐採がなされていない場所も多く見られます。このような所は安全面からも問題ではないかと感じています。そこで以下の質問をいたします。（1）ごみは人間が経済活動をする上で必ず発生するもので、その収集場所であるごみステーションにはどのような基準があるのか質問する。（2）ごみステーショ

ンに関し自治会からどういった要望や意見が上がってきているのか。あればどのような内容のものか伺う。(3) 可燃ごみの中の家庭ごみと事業系一般廃棄物の比率はどのくらいか。また、その指導はどのようにしているのか伺う。(4) 一般家庭ごみや資源化物などの不法投棄が多く、住民の苦情を聞く。この問題は全町的な問題ではないかと感じている。今ある長与町環境美化条例で十分と考えるか。また、現在行っている対応並びに今後どのように解決していくのか伺う。(5) 不法投棄を監視するためのカメラを設置し、調査してはどうかという提案をしていたが、どのように検討したか伺う。

(6) 町道は地域によって草刈り作業が行われきれいな場所や、費用対効果のない所は草が伸び放題など極端な状況にある。さらに道路に樹木の枝が垂れ下がり、車が通行しにくい状況にある箇所、地権者と連絡が取れないため道路にはみ出した枝払いができない倒木の危険性など、いろいろな状況がある。環境美化の観点からも優先して清掃、草刈り、伐採が必要ではないかと感じている。安全確保が最優先と考えると、なおさら前例に捉われず、何らかの政策を持って対処すべきと考えるがどのようなものか質問する。以上6点を中心にお伺いいたします。

②遊休資産の活用について。遊休資産とは「事業の用に供するために取得したものの、何らかの理由によって使用や稼働を休止させている資産」と定義されている。町有地の利活用は、町が使用している土地、町が使っていないが他者に貸し付けている土地、活用予定はあるが利用していない活用予定地、活用予定もなく利用もしていない未利用地、大きく分けてこの4つに分類することができます。この未利用地が遊休資産ということになります。現在の遊休資産の状況、今後の活用をどう考えているのか、以下の質問をいたします。(1) 本来の利用目的がなくなり、その後も使用されなくなった土地、遊休地が多数あると思うが、どのようなものがあるか。また、そうした土地は今後どのように取り扱いをするのか質問する。(2) 固定化した遊休地もあるように見受けられる。これらの遊休地の管理はどのようなものか伺う。(3) 住民サービスを充実させるため、財源の確保を図ることも重要なことだと思う。その一つとして売却可能な遊休地については、積極的に売却すべきと思うが、現在どのような物件があるのか。また、直近の遊休資産の売却状況はどうなっているかを質問する。以上3点を中心にお伺いします。

よろしくお伺いいたします。

○議長(山口憲一郎議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは、本議会最初の質問者であります金子議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目のごみステーションの設置基準についてのお尋ねでございます。ごみステーションにつきましては、現在、町内におおよそ1,000か所設置をされております。当町の人口が横ばいから減少へと転じている一方、団地開発や集合住宅の増加と共に、生活様式の変化により逆に世帯数は増加しているということでございます。

設置箇所も過去10年間でおよそ100か所増加をしております。先程の基準という御質問でございますけれども、開発行為や一定規模以上の建築行為の場合に、事業主に対しまして、概ね15戸に1か所の割合で施設内への集積場の設置を求めています。2つ目の基準につきましては、自治会などからの要望に応じまして、候補地が住民の方が安全に利用できるということと、ごみの収集作業の安全性などを考えた上で近隣住民の御理解を得られる場合には、新規設置、増設、移動を実施することとしております。

次に2点目のごみステーションに関する要望や意見ということでございますけれども、一番多い要望は不適切に出されたごみ、いわゆる違反ごみへの対応相談がほとんどでございます。次にごみステーションの移動や新設、増設等の要望が多い状況でございます。

次に3点目、可燃ごみの中の家庭ごみと事業系一般廃棄物の比率とその指導ということでございます。令和元年度の町内からの合計排出量は、生活系可燃ごみが7,196トン、事業系可燃ごみが1,372トンで、比率はおおよそ5対1となっております。指導方法ということでございますけれども、家庭からの燃えるごみにつきましては広報、ホームページ、回覧、ごみの出し方表、携帯アプリ「ごみの日ナビ」「ごみの分別案内」、分別説明会の開催、賃貸アパートにつきましては不動産会社を通しての周知を行っているところでございます。また、事業系の燃えるごみにつきましては広報、ホームページや事業所向けパンフレットの配布や事業所への直接訪問による指導、さらにクリーンパーク長与でのごみの展開検査による直接指導も行っている状況でございます。

次に1番目4点目と5点目は関連がございます。4点目は不法投棄問題について、5点目、不法投棄用監視カメラ設置というお尋ねでございます。ステーション収集、資源化物、粗大ごみの拠点回収の際には、議員御指摘のとおり、ルールを守らず排出された違反ごみや不法投棄とも考えられる不適正な排出が多く見受けられる傾向にあり、町としても大きな課題であると考えております。違反ごみにつきましては、収集する際に「収集できない理由」を明示した違反シールを貼りつけ、その場では収集を保留しております。この残された違反ごみにつきましては、ごみを排出した方に気づいてもらい、適正な分別と排出のルールを守っていただき、適正な方法の排出を促すことを意図して実施しております。長与町環境美化条例では、町の責務、町民や事業者の責務、ごみの散乱防止などについて定めております。大部分の方は、この条例の趣旨やごみ出しのルールを遵守していただいておりますけれども、一部の方がマナー違反を繰り返している状況ではないかと推測しております。現在の対応としましては、自治会や関係機関からの情報によって職員などによる重点箇所のパトロール、あるいは看板の設置などの対応をしている状況でございます。また、不法投棄と判断した場合は、警察と連携した調査を行い民事事件とした事例もあり、悪質な事案には厳正に対処してまいりたいと考えております。さらに、以前議員より御提案がありました監視カメラの設置につきましては、違反ごみや不適正な排出の対策として一定の抑止効果があると考えられており、他自治体の先進事例を参考に、その有効性を含め今後研究をしてまいりたいと考えております。

次に1番目6点目の町道の清掃や草刈りということの御質問でございます。町道の環境美化につきましては、町民一斉清掃や自治会活動によりまして、道路を含めた公共用地の除草清掃を住民の皆様にご協力をお願いしてやっております。また、町道の日常的な維持管理につきましても地元住民の御協力により成り立っております。本当に大変感謝を申し上げておる次第でございます。さて、道路管理者といたしましては日常的に道路パトロールを実施しております。車などの通行に支障がある樹木の枝などを確認した場合には、地権者に承認をいただきながら枝打ちなどの実施をしております。しかしながら、どうしても目の行き届かない部分もございます。したがってお知らせいただければ、現地確認をした上で地権者に対して、安全対策も含め適切に管理するよう連絡を取ることでございまして、今後も道路の安全管理に関しましては、緊急性の高い所から随時対応をしていきたいと考えております。

続きまして、2番目1点目の遊休資産の活用という御質問でございます。町有地には、「行政財産」として公用または公共用に供する土地と「普通財産」として行政財産以外の土地がございます。普通財産につきましては、山林、原野、宅地、その他があり、町の資産として保有をしておりますが、現在、何も利用されず遊休地となっている土地も確かにございます。今後の取扱いといたしましては、その性質、場所、面積などを勘案し、売却を含め有効な活用方法について検討してまいります。また売却するには難しい土地につきましては、引き続き適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に2番目2点目の質問でございます。遊休地の管理といたしましては、定期的な樹木等の伐採や除草を行い、良好な状態に保つよう努めておるところでございます。また、災害時の土砂や瓦礫の仮置場及び住民等への賃借を行うなどの運用も行っております。

次に2番目3点目の売却可能な遊休地については積極的に売却すべきと思うが、現在どのような物件があるのか。また、直近の遊休資産の売却状況はどうなっているのかというお尋ねでございます。売却可能な遊休地につきましては、現在、民間等で活用できる土地がないか調査を行っている状況でございます。また、直近3年間の資産の売却状況は、一般競争入札による宅地の財産売却が2件で3筆及び住民や民間等からの払い下げの申し出のあった財産売却が10件で17筆でございました。今後も遊休地の売却や有効な利活用により自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

それでは再質問に入らせていただきます。まず環境美化についてということで、自治会からの意見として違反ごみの件がほとんどということで、これに関しては全町的にそのような状況ではないかと思っております。この違反ごみの取扱いなんですけど、現在シールを貼るなどの対応をされていて、気付いてもらい適切な処理をしてもらうための役割があるシールだということですが、これを貼ったあと、回収はどのような、期間ですとか、

そういうのはどういうふうにされてるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

繰り返しのお答えになりますが、分別されてない違反ごみとか資源化物につきましては、警告のシールをまず貼って、出された方に再分別もしくは適正な場所に排出を促すということで、これを目的にやっております。しかしながら、持ち帰って再分別して出させていただく案件が少ないと考えております。その中で、これはありがたい話になるんですが、この違反ごみを自治会の役員とか、お近くにお住まいの方、このような方々が適正な形で出し直していただいているのも把握はしております。これは凄くありがたい話だと考えております。町におきましても一定期間過ぎたあと、場所とタイミングにもよりますが、町でも回収を最終的にはやっております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

今の話はよく分かったんですが時期的なもの、回収場所のこともあろうかと思えますけど、ひどい所は2か月ぐらいそのままにしてある場合もあると言われて、確かにうちの近辺でも1か月ぐらいで持って行っていただけるような状況ではないと。一晩のうち14袋ぐらいも違反ごみを出されたときには、やっぱりその近隣の方というのは本当迷惑を被るというところで、違反ごみをそのまま放置する期間があまり長くなると、地元で分別して出してくださる方もいらっしゃるということで、それはそれで本当ありがたい話なんですけれども、自治会によってはコロナ禍ということもあり、その地域のごみではないかもしれないということもあり、とにかく「もう人のごみは触らないでくれ」と自治会から通達を逆に出して、そのまま放置をしている状態っていうことなんですよ、うちの近辺では。ほかの自治会長にも聞いたら、人のごみは触らないっていう方もいらっしゃるので、放置する期間。このシールの効果がどのくらいのものかは分からないんですけれども、この期間をもうちょっと狭めて回収をお願いしたいと思うんですけど。以前は1週間から10日ぐらいとおっしゃってたのが、どんどん延び延びになっているのが、今さらながらどうなのかなと思うんですけど、そこら辺の見解をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

違反ごみに関して、その期間というのは1週間であるとか、10日であるとか、決まった規定、内規は文書的には存在していません。その場所とタイミングにもよります。そのタイミングというのがどうなるかっていうのは、どうしても自治会の状況とか、排出場所の状況、こういった部分も勘案して適宜やっていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

リサイクルセンターは町ではなくて、組合の管轄になるのかもしれないですけども、そちらの方は違反ごみに限らず、資源化物にしても燃やせないごみの分別をそちらの方でしていただくにしても、場所的にちょっと手狭なのかなって思うんですけども、そちらの方は組合と話し合いをして、もうちょっとスペースを確保できるような対策というのを講じることができないかというような協議はされたことがありますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

燃やせないごみとか、缶瓶とか、これに限った話ではないんですが、クリーンパーク、クリーンセンター共に利用価値をもっと高めようという話は、組合と私どもと時津町と一緒に構成町会議という会議を持たせてもらっております。その中で適宜そういった話あっておりますが、明確にどうこうっていうところまでは話は進んでおりません。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

収集場所の確保ということで、そういう問題があるのであれば前向きな協議を今後お願いしたいなと感じております。このステーションなんですけれども、ステーションの管理、こちらに関しては国の法律によりますと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがあって、その中で「国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。」となっておりますので、これを考えると確かにステーションの管理っていうのは、自治会や使用する近隣の住民の責務であるということは明確にされているのかなと思うんですけども、先程も申しましたように、コロナ禍ということと地域外からの排出物ということで、近隣住民で管理するには余りにも違反ごみが増加している状況なのかなと感じております。これを打開するために今後行政の協力というのが、住民の力ではもうどうにもならない、お願いをしなければいけないという段階にきているのかなと思っております。基本的に排出者のモラル低下が引き起こす問題ですので、何とも言えないんですけども、今後どのような方策を考えるか。例えば「処理とか分別を改めてしてくださいよ」「自治会の方でお願いします」というふうにするのであれば、どこからどこまで自治会がして、その線引きは何なのかが明確ではないという御意見をよく聞くんですね。その辺り何かあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

違反ごみに関しましては、自治会任せとか、住民任せ、もしくは町任せ。どこか一方とか、全てこちらですよという形での解決策というのは持ち合わせておりませんし、どこかでしなきゃいけない。一方でしなきゃいけないということではないとは考えております。難しい話なんですけど、すぐ解決できないということであれば、今後も共に考えて、いろんな所で問題提起をして、一個ずつ協働に進めていくというお答えしかないかと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

了解しました。自分達の地域ですから、やはり自分達も環境美化という面で協力しながらステーションの管理というのは行っていかなければいけないと痛感しております。

次に、この違反ごみに関しては誰が出しているのか特定ができないというところが一番、注意喚起ができないという問題なんですけれども、だからと言って犯人探しをすることは望んでおりませんが、どうにかして解決をしなければいけないというのが地域の願いなんです。違反ごみに関して前回、監視カメラを提案させていただきました。一応研究をするということで、そのときのお答えはいただいたんですが、そのときも個人情報に触れるのではないかとということなども話をさせていただいたんですが、その後どのように研究がなされたのか、結果をお聞きしたいと思います。また、監視カメラに残るデータというのがありますけれども、こちらの取り扱いがなかなか厳しいのかな、難しいのかなというのは分かりますが、これに代わる代替案というか、方策としてどのようなことを具体的に考えておられるのか。何かあればお答え願いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

町長答弁と重なる部分もあるかと思いますが、監視カメラというのは一定、抑止効果はあろうと私達も考えております。しかしながら議員おっしゃられますとおり個人情報の話とか、プライバシーの話、こういった、どうしてもクリアしなきゃいけない問題が多々あります。今現在、考えている分が、先進自治体というのがありますので、こういった部分を研究させていただいてる状況が続いているものと考えております。代替策は防止策としての一つに、ごみステーション自体にアクションをつけ、変化をさせる。こういったことが抑止効果の一つになろうかと思っております。例えば、看板に「こういったことをすれば、こういった刑罰がかかりますよ」というようなものを掲示したりとか、場所によってはごみステーションを移動するというのも一つの方策だと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

なるほど。いろいろ考えれば出てくるものですね。私も長崎市の事例として眼鏡橋周辺の自治会長にお聞きしたんですが、長崎市はごみステーションが有る自治会と無い自治会があるそうなんですよ。無い自治会のごみの収集はどうしてるかと言ったら、完全に戸別に収集を行っているということです。ステーションを見ますけど、取り残されたごみだったりとか、荒れたままのステーションというのが、あまり見たことがないんですね。ということは、観光都市だからという理由もあるのかもしれないんですけども、観光都市じゃなくっても、住みやすいまちづくり、美しいまちづくりというのは、今言うSDGsの17項目の中にも掲げられていて、環境面でもしっかりとやらないといけないし、綺麗なまちづくりというのも推進していかなければいけないというところで、違反ごみ対策の一つの方法になり得るんじゃないかと思うんです。ここには費用だったりとか、そういういろんな問題点はあろうかと思えますけれども、実際にやられている長崎市のこの取組を聞かれて、今後長与町で難しいかもしれないし、今、初めて言ったのでどうかと思えますけれども、可能な取組だとは思われませんか。どうでしょう。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

ごみの戸別収集に関しましては、ステーションを無くして各家庭の自宅の前で出すということで、違反ごみに対する施策としては考えられます。しかしながら、戸別収集は家1軒ずつ回っていくということになります。答弁にありました1,000か所のごみステーション、人口約4万人で1,000か所です。これをどこまで広げるかということになりますけど、戸別収集の数が増えれば増えるほど、費用的なものがすごく掛かるかと思えますので、今のところ戸別収集を行う考えというのは持っておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

先日、テレビで言ってたんですが、1人当たりのごみ処理費っていうのが、国の平均が1万9,000円だそうです。そのくらいの費用がごみ処理費には掛かっているということで、そこに人件費が掛かって戸別で1軒1軒回って、そういうところのクリアができるのであれば一つの方策として考えていただきたいと思います。それが自治会の中にいて一番すぐに効果が出そうな施策じゃないかなと感じましたので、研究をお願いできればと思います。

次に民地からの樹木のはみ出しの件ですけども、環境美化条例の第6条に土地占有者等の責務というのが謳われております。また、これは民法第717条、道路法第43条でも同様に謳われていることなんですけども、民地から町道へはみ出している樹木の伐採

など適宜適切に対応すべきだと思いますけれども、どのような指導がなされているのかということで先程町長の方から、連絡があってそのの現地を調査をしたら土地所有者に指導をするということでしたけれども、そういうところも必要なことですが、普段から道路パトロールとかやられてて、しっかりと目を凝らして見てたら分かると思うんですね。そういう土地所有者への指導というのはどのようになされているのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

パトロールにつきましては、日頃から道路の維持補修等をシルバーの方でも行っておりますし、私達も現場に出た際に確認が取れるものについては所有者を調べ、本人と直接話ができる場合と文書による指導。結局、はみ出したものになりますので、町としましてはお願いをする。適切に管理してくださいと言う格好になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

指導、お願いをするということですが、特定した地域は申しませんが「こういふことで樹木が民地の方から倒れてきて交通に支障があるので土地所有者に連絡をするなり、町の方で伐採なりを行って欲しい」みたいな相談が、いろんな所からあろうかと思うんですね。その場合、私が聞いた話では「指導は行ってない」と町からの回答ももらった。それは良いんですけど、結局は指導をしないので、そのまま民地から道路に倒れ込んでた竹とか、そこを通行する方達が何人かで撤去して燃やしたという話なんですね。台風のとときからですからもう3か月以上経っているんですね。民地からの倒木ということもあって、町の対応というのは厳しいのかもしれないんですけど、これを広い目で考えると車両の通行ということが一つ挙げられますが、車両の通行には緊急車両も含まれるんですね。例えば、救急車は高さが2.7メートル、幅が1.89メートルあります。消防車に関しては2.85メートル、幅が1.9メートルあるということで、横からの倒木とかそういうものだけではなくて、民地にお願いする伐採というのは高さのことをしっかり考えていかないといけないと思います。これもある地区の方から言われましたけど、先日ヤクルト団地のあの狭い団地内で火災があった。それを考えると地面上に倒れているもののみではなく、高さも考えてその管理を指導していく必要があるんじゃないのかっていうことでお話をされたんですけど、こういう全面的な指導っていうのを今後行っていただきたいと思うんですが。気付いたときは指導をしてるということですが、実際にはそれがうまく機能をしていないので、今後、もう少し徹底した指導をお願いしたいと思います。見解をお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

日頃から心掛けて見てはおるんですけども、どうしても目が行き届かない所もあると思います。高さについても2.8メートルという話をお聞きしましたが、大型車が通らないような道路につきましては3メートルという基準もありますので、その基準に従って私達も日頃から注意をしてパトロールをしたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

よろしくお願ひしたいと思ひます。この樹木の伐採に関しては、緊急時というのも考慮して対応をすべきと思ひますし、日頃から環境美化の観点からもある程度の指導が必要かと思ひますので、そちらの方は徹底してお願ひしたいと考えておひります。放置して伸び放題になった樹木の高さになぜこだわるかと言うと、上が高いと根揺れをして地面とか、そういうものが割れて災害を引き起こす原因にもなるというところもありますので、そのことを考慮しながら指導の方をお願ひしたいと考えておひります。

では次に、2問目の遊休資産のことに関して質問をさせていただきます。現在、遊休地と考える土地に関し、これはもう公有財産だったりとか、町有地だったり、いろんな定義があつて一概には言えないかもしれないんですけども、当初の目的から離れて利用価値が低下しているとか、利用の有無に関わらず売却しないで保有しているという不動産、土地に関してはどのくらいあるのか。現状はどうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

令和元年度長与町一般会計決算での年度末現在高で申し上げたいと思ひます。まず行政財産ですが104万6,826平米。次に普通財産でございますが、山林126万901平米、原野が2万6,138平米、宅地が2万6,219平米、その他15万8,415平米、計で147万1,674平米となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

数字を聞いたんですけど、よくその広さか分かりません。では個別にお聞きする方が分かりやすいかなと思ひるので。金比羅橋の下にある町有地に関してお聞きしたいんですけども、この土地は県の河川事業が未だに継続されているということですので、処分もままならないというところは理解できますけれども、確かにこの土地はイベントでの駐車場に利用するなど、遊休地にはならないのかなとは思ひますし、そうお考えかもしれないんですけども、財産確保の観点っていうのを表に出したいので、こちらの方の観点から今後の扱いというのは考えても良いのではないかなと思ひますけれども、どの

ようにお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

県の河川改修工事によるもので購入をしておりますので、現時点では売却ができないもの。この事業が終わるといときに初めて、どのようにできるのかということを考えていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

そういうお答えにしかないというのは想像がつくんですけど。じゃあこの土地について購入日が平成13年5月8日取得となっておりますけれども、それから19年間の経緯っていうか、土地をどうするか、県の協議とかもあったんでしょうけれども、その後の進捗というのはどのようになっていますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

ここに関しましては購入ができてない土地がまだございます。その関係上、河川改修工事ができないような状況がありますので、県の方にも確認したところ事業は継続中であり、町としましても県に事業をしていただきたいとお願いをしているような状況です。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

公共事業というのは、なかなかスムーズに進まない、短期間で終わらないっていうのが常でありますので致し方ないのかなと思いますが、もう20年近く経とうとしている今現在、やはり県との協議というのは、どんどんこちらの方からアクションを起こして進めていくっていう姿勢も大事なのかなって。その途中の土地が購入できないということであれば、結局、いつまで経ってもこの計画は完了をしないというところを考えると、安心安全の面での河川工事が必要ということで、最初事業は計画されたのかなと思うんですが、そこの協議を県と行って、ある程度の目途が立つような話し合いをしていたければなと思っております。よく、この土地は何に使っている、これは駐車場を使っているとかいう話をよくされますけれども、年間の利用がどのくらいであれば有効活用をされているというふうに考えておられるのか。また、例えばこの金比羅橋のこの土地に関しても、当時は大抵現在価格で5,000万円ってなっていたかと思うんですね、土地開発基金の一覧表の現在価格。当時幾らで購入したのか。そして草刈りなど年間の維持管理というのが必ず掛かると思うんですよ。この場所に関しては、当時幾らで、年間に

幾ら維持管理が掛かっているのか。その辺のお答えをお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

平成13年度に購入しているんですが、面積として約1,300平米、金額は約5,000万円で購入をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

年間の利用がどのくらいあれば有効活用できているのかという御質問なんですけど、これにつきましては大変難しゅうございますが、近辺でスポーツ大会とかオレンジマルシェ、長与川まつり等が開催されたときの駐車場として使用しております。また、災害がもし発生した場合、土砂や瓦れきの仮置場等に充てたいと思いますので、有効活用されてるかと思っております。それともう一つ、草刈り等の維持管理でございますが、実績としましては毎年7万円ほど掛かっております。今年度はコロナとかがございまして、まだ草刈りを行っておりませんが、もし行ったら7万円程度掛かる所でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

購入当時との価格差というのはないということが分かりました。ただ、維持管理費7万円ということで、これを単純計算して20年としたら140万円、維持するだけで掛かるということですよ。先程も言いましたけど、途中の土地の購入がなされない限り事業完了が見込めないって言うのであれば、協議をしてどうにかするっていう方向に持っていく方が良いのかなと思います。ここは市街化調整区域ということですから、土地の活用方法も限られるため、なかなか処分、売却は難しいという不動産になろうかと思えます。しかし買ってくれそうな人がいれば売却は可能だということなので、その条件として農家ですとか農産物加工業者、近隣の所有者など、こういう方が当たるんですが、この完了というのは、協議を進めてるってことですが、大体この県の計画というのは完了はいつなんですか。今後、売却を考えていく上で完了が、話し合いの中でいつという目途が立たないことには、計画がそのままっていうのもある意味おかしい話ですよ。その辺はどのように県の方がおっしゃっておられるのか、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

現在、長与川の河川改修につきましては、県の単費で行っておりますので事業計画がございません。したがって最終年度は分かりませんが、ただ、議員御指摘のとおり、

いつまでもあそこをそのままというのは、なかなかよろしくないということで。それと、その上流側につきましては、先祖代々から土地をお持ちの方に御相談をしまして譲っていただいている土地もございます。その方のお気持ちも考えて、今後は県の方に積極的に働きかけをしていきたいと考えてるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

そういうふうに先祖代々の土地をつていうこともあるということで、早期完了してこの土地が遊休地にならない、有効な活用をできるように進めていただけたらと思います。

では次に、個別にということで皿山跡地の分をお聞きしますが、今回9月議会において2,500万円を下の方の用地を購入されましたが、これより以前に上部の方を購入されています。この周辺は長与三彩の関係の構想というのがあって、それが今も継続をされているということを聞いておりますけれども、今回購入したことにより上部の町有地をどのように活用されているのか。今、そのまま利用をされていないかと思うんですね。ここはどのように活用されるのかということと、これに関して何年か前に調査した時点で物原があるということが分かったということで、長与三彩の欠片が出ていることもあって、長与皿山跡保存整備基本構想つていうのが継続されているということなんです。未だ中間の購入できていない土地があるということを見ると、この計画は今後どのように進めていくのか。それと今回購入した土地が遊休資産になりかねないということを見ると、土地の購入も逆に交渉をどんどん進めていくべきかなって。そしてこの構想を現実のものにするために働き掛けていかないといけないのではないかなと思うんですけども、今後の見通しをどのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

皿山の用地につきましては関係する全ての用地を買収できておりませんし、現在は町有地部分の保存と管理に努めている状況でございます。活用方法ですけれども、今年購入をさせていただきました長与三彩窯跡用地と共に将来的には町の重要文化財としての指定。また、保存と管理に伴う何らかの整備が必要になると考えております。取得できていない土地につきましては今後も継続して交渉を行っていきます。まずは、引き続き交渉を行いまして用地が取得できるように努めます。皿山に関係する用地の全てが取得購入できた場合は、改めて先程の基本構想の見直し、保存と管理方法を見直して最終目的であります重要文化財としての指定。また、それに伴う必要な整備と管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

卵が先か鶏が先かという話になってしまうかもしれないんですけども、場当たりに土地の購入をしても遊休地を生むだけというふうに私は思ってるんですね。必要な全ての土地の購入の目途が立ってから計画を立てるのか、計画を立ててどこに持って行っていうところで土地を購入していくのか。この場合は、ここに皿山の跡地があるからということで購入を進めていく予定が途中で止まっているということなんでしょうけれども、税金というのは皆さんのお金じゃなくて、住民のためにどういうふうに生かすかっていうためのお金だと思っていますので、この計画を立てるにしても、立てたあとにしても、場所を選定するときとか、この皿山に限らず、そういうときに土地購入が必ず行えるというところで計画を立てていかないと、その計画がなかなか終わらないことになりかねないと思うんですよ。長与公民館の裏の方の山に町有地がありますよね。ここは役場側から長与中学校の方に抜ける道路を整備するために購入したっていうのと、文化ホールのようなものを作るためとかいうことで購入されたと聞いています。しかし、この計画がなくなった今は手つかずの状態、もう完全に遊休地といってもおかしくない場所ではないかと思います。ほかにも長年事業の進捗がないとか、利用価値がないなど、町有地として残っている。だからと言ってそのような資産を放置するっていうことは私は適切ではないと思いますので、それらを踏まえて今後の遊休資産、遊休地の処分というのを含めた町の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

町長の答弁にもありましたとおり、売却可能な物件がないか。各部局と連携を図りながら、遊休地の売却や有効な利活用により自主財源の確保に努めていきたいと思っています。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

是非お願いしたいと思います。議員になって1年目に、総務委員会で当初の目的から外れて利用価値がはっきりとしないような町有地を視察して回ったことがあります。そのときの土地が10年経った今でも残っているというのが現状なんですね。今回、西側埋立地に関しては質問しておりませんが、ここも町有地の一つということで。ただ、長与町は工業などの企業誘致をする町ではないと前町長が言われたという話も聞きましたけれども、こちらの方も県事業とは言え、税金で無駄な土地を造ったということにもなりかねないということで、これが遊休資産を作っていく、遊休地を増やしていく要因になろうかと思っていますので、当初の目的から外れたら土地とか、年に幾らも利益を生まない土地。そういう土地に関しては、事業の進捗が見られないのであれば、これからの処

分に関しては今、課長がおっしゃったように、維持管理の面からもいろんな精査をしながら処分という方に考えていただいて、財源確保に繋げていただければと思います。

質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時10分まで休憩します。

（休憩 13時58分～14時10分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順2、八木亮三議員の①パートナーシップ制度導入についての答弁のその後について、②ミックンファミリーを使用する請負契約の一社独占についての質問を同時に許します。

1番八木亮三議員。

○1番（八木亮三議員）

それでは早速質問に入らせていただきます。①パートナーシップ制度導入についての答弁のその後について。昨年の12月議会において、本町における同性パートナーシップ制度導入についての一般質問をいたしました。その際、執行部からは性的マイノリティの人が悩む現状も重視した上で判断していく。町内の児童生徒への実態調査は行っていない。移住定住政策として考える問題ではない。10年前の基本構想策定当時にはLGBTの概念がなく想定していなかった。金が掛からないからやるというものではない。住民を交えた議論の上で方向性を決めていく必要があるといった旨の答弁がありましたが、その後、本町がパートナーシップ制度導入に向けて何らかの協議検討を行ったという話は聞いたことがなく、今年10月に公表された、来年度以降の5年間のまちづくりの方向性、目標を明文化した第10次総合計画の素案を見ましても、性的マイノリティについての記述は一切ありません。ただでさえ地方圏は、その閉鎖性、保守性、排他性が、若者が都市部へ転出していく要因ともなっているのに、2020年にもなってまだ、まるで町内に性的マイノリティが存在しないかのような本町のこの前時代的な姿勢は、時代の要請を全くつかみ切れておらず、今を、そしてこれからを生きる若い世代の感覚とかけ離れていると考えます。パートナーシップ制度は現在全国60以上の自治体で導入され、日本の人口の約30%はその利用が可能な状況にあります。本町と連携中枢都市圏を構築しております長崎市でも制定されており、すでに性的マイノリティの存在とその権利は社会的な常識であり、今後5年、10年でさらに浸透し、当たり前のこととなるのは火を見るより明らかだと思います。生まれつき性的マイノリティであるというだけで幼少期から様々な苦勞、苦悩を抱える方も多く、自殺リスクも高いと言われながら当事者は声を上げにくく、表面化しにくいという面があり、だからこそ行政が積極的にその存在を認め人権を守るべきではないでしょうか。パートナーシップ制度導入について、以下改めて質問いたします。（1）昨年12月議会後、パートナーシップ制度や町

内の性的マイノリティの方に対しての何らかの施策を協議検討したのでしょうか。特に答弁にありました町民を交えた議論はなされたのでしょうか。（２）１０年前の基本構想策定当時はLGBTは想定できなかったという趣旨の答弁がありましたが、現在は性的マイノリティの存在や課題は既に社会的に認知されております。にも関わらず来年度からの次期総合計画素案にも反映されていないのはなぜでしょうか。（３）パートナーシップ制度は必要としている人にとっては切実な問題であるのに対し、必要としない人にとっては制度があってもなくても関係ないものであり、人権の町を謳う本町であるならば、この必要としている人の側の立場に立ち、顕在的な需要の有無に関わらずパートナーシップ制度導入をすべきと思いますが、いかがでしょうか。（４）町内小中学校において性的マイノリティであることを悩むなどしている生徒がいないかなど、何らかの調査は行われたのでしょうか。（５）町内小中学校において性的マイノリティに対して理解を深め、差別や偏見がないようにするための何らかの教育は行われているのでしょうか。

続いて②「ミックンファミリー」を使用する請負契約の一社独占について。本町のイメージキャラクターとしてミックンとその家族ミックンファミリーがありますが、ミックン以外のファミリーのキャラクターを使用する制作物はキャラクターの著作権を持つ特定の一社にしか発注できないことになっております。自治体のイメージキャラクターであっても著作権が制作者に帰属することは理解できますが、そもそも本町のために作られたものを本町が自由に使用できないという状況は不合理に思います。キャラクターグッズやイベントのお知らせなどの各種広告物を、ファミリーのキャラクターを使用するという理由だけで入札を行うことなく特定の一社との随意契約となるということは、その作成物の担当所管課や担当者の裁量次第でその一社に発注を回すなどの恣意的な運用が可能であり、地方公共団体の請負契約は入札を原則とするという観点からも適切ではないように思われます。また、このような状況を生んでいるのはファミリーのキャラクターの作成時に権利や使用条件等について明確にした契約書を作成していないという、当時のずさんな契約事務に原因があると思われしますので、これらについて以下質問いたします。（１）ナガヨミックンの著作権は本町にあるに関わらず、その他のファミリーの著作権が当該事業者には帰属しているその経緯はどういうものか。（２）当該事業者と本町との間で交わされたキャラクター使用についての権利、条件等明記した業務委託契約書を情報公開請求しましたところ、存在しないということでした。実質的に一社独占を可能にするような極めて重要な案件について、契約書が無いということは非常に理解に苦しみますが、本町の契約業務ではこのようなことが日常的にあるのでしょうか。

（３）印刷製本の請負契約は製造に該当すると思いますので、予定価格が１３０万円以上の場合に入札が原則だと思いますが、当該事業者がミックンファミリーを創作して以後、ミックンファミリーを使用する、また基本形のポーズ以外のミックンを使用するという理由による当該事業者との特命随契で１３０万円を超えるものは何件あったのか。

その内容と原課、金額を併せて伺います。（４）令和２年度長与町一般会計補正予算（第５号）で計上承認されたミックンファミリーを使用する予定の絵本の作成のための児童福祉総務費の印刷製本費４９１万８,０００円は、当該事業者への随意契約になる予定と原課から聞いておりますが実際はどうなっているのでしょうか。（５）ミックンファミリーを使用した制作物で、当該事業者で制作できるものについては予定価格に関わらず特命随契となり、町内印刷業者等が参入できないという現状をどのようにお考えでしょうか。（６）ファミリーのキャラクターを使用するためには、今後も永久に当該事業者への特命随契となるのは、入札を行えないことで本町としても不利な契約を続けるということにもなるかと思えます。ファミリーのキャラクターの権利一切の譲渡または売却を求めるか、それが条件、金額等で難しいようであれば、今後はミックン以外のファミリーのキャラクターは使用しないとするなど、決断をすべきではないでしょうか。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それではパートナーシップ制度導入に係る答弁のその後について、ということで八木議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。なお、１番目４点目と５点目の質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からはその他の質問につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。まず１番目１点目の町民を交えた議論はなされたのかということでございます。他自治体や国の動向を注視した中で研究を行ってきたところでございます。研究する中で、独自の判断により導入している自治体が全国では６０自治体ほどあるということで、市町独自の行政サービスや一部の民間企業におきましてもサービスが受けられるようになっている状況も把握をしております。一方では、法制化などが進まない状況にも注視しているところであり、国においても議論が進まないような背景を踏まえ、パートナーシップ制度の導入につきましては、現時点におきましては町民を交えた議論にまでは至ってないところでございます。次に、１番目２点目の次期総合計画素案に反映されていないことについての御質問でございます。次期総合計画の案では、施策の一つとして人権の尊重を掲げております。その目的としましては、全ての人々の人権が尊重されるまちづくりを目指すことで、性的マイノリティについてもその課題の一つとして掲げております。したがって総合計画の中には入ってるということでございます。その中で人権に対する様々な課題につきましては、次期総合計画の施策に取り組む中で、教育、啓発、相談体制の整備をはじめ、総合的に取り組んでまいりたいと考えております。次に１番目３点目のパートナーシップ制度導入についてのお尋ねでございます。パートナーシップ制度の導入につきましては昨年１２月の答弁と同様となりますが、同性婚の法制化など国の動向を注視しつつ判断をしてまいりたいと思っております。当町としまし

ては、性的マイノリティの存在を正しく認識し、性に対する多様なあり方への理解が深まっていくことが大切であると思っております。人権教育や啓発に取り組む中で、性的マイノリティの問題につきましても取り組んでまいりたいと考えております。

次に大きな2番目でございます。まず1点目のナガヨミクンの著作権は本町にあるにも関わらず、その他のファミリーの著作権が当該事業者に帰属している経緯はどういうものかという御質問でございます。ミックンファミリーは広報ながよの委託先でありました当該事業者のデザイナーが、広報紙内の挿絵として作成したのが始まりでございました。広報ながよに初めて登場したのは平成18年7月号からで、ミカンをモチーフにしたおじいちゃん等のキャラクターが広報紙内の挿絵として登場をいたしました。平成23年度に初めてミックンファミリーとしてホームページ、広報ながよで紹介をしておるところであります。ミックンファミリーは町がファミリーの制作を個別に依頼したのではなく、広報ながよの委託先でありました当該事業者が長与町をイメージして作成していただいております、著作権が当該事業者の方に存在するというようになってきたわけでございます。次に2番目2点目の実質的に一社独占を可能にするような案件について、本町の契約業務ではこのようなことが日常的にあるのかという御質問でございます。町のイメージキャラクターでありますミックンは、実は町制施行30周年の記念事業として町を広くPRするために一般公募しました。したがって著作権は本町にあり、商標登録まで済ませておるところでございます。著作権は特許権と同じく知的創作物に与えられる知的財産権の一種で、文化の発展を目的に保護されておるところであります。ミックンファミリーは作成者であります当該事業者が著作権をお持ちですので、今回のケースにおきましては地方自治法施行令第167条の2第1項第2号等に基づく随意契約になります。なお、本町の契約業務におきましては、各種法令に基づき適正に行っているところでございます。次に2番目3点目の特命随契で130万円を超えるものは何件あったのかというお尋ねでございますけれども、これまで130万円を超える随意契約はあっておりません。次に2番目4点目の御質問でございますが、感染症対策の絵本製作事業につきましても、正予算を上程した際に御説明を申し上げましたとおり、「感染症に対する知識の習得」と「親子のコミュニケーションの場の提供」と「郷土愛を育む」、こういったものを目的とし本町のイメージキャラクターでありますミックンを活用する予定としておるところでございます。今現在これらの3つの目的を果たすための物語を作成し、原画を描いているところでございます。印刷の発注につきましては、町内業者を含めた上で選定を行う予定としておるところでございます。次に2番目5点目の予定価格に関わらず特命随意契約となり町内印刷業者が参入できない、こういう現状をどう考えているかという御質問でございます。先程も御案内いたしましたけれども、現状ではミックンファミリーを使用する場合は著作権を持つ当該事業者と契約をするか、または使用許可が必要となるところでございます。次に2番目6点目の今後、ファミリーのキャラクターの権利一切の譲渡、または売却を求めるのか。それが

難しければ、今後はミックン以外のファミリーのキャラクターは使用しないとするのか決断すべきではないかというお尋ねでございます。これまでも当該事業者と何度か買い取りの話を行ってまいりましたけれども、合意には至らなかった経緯がございます。ミックンもミックンファミリーも長与町の御当地キャラクターでございます。中でもミックンファミリーは数ある御当地キャラクターでも珍しいファミリーの設定で、幅広い年代にアピールできる、よくできたキャラクターだと思っております。現在も買い取りを含めた協議を行っておりまして、当該事業者と町が双方で合意できるよう誠意をもって話を進めていきたいと思っております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では八木議員の御質問にお答えします。1番目4点目の町内小中学校で性的マイノリティの調査についての御質問でございますが、平成27年4月30日付文部科学省児童生徒課長通知、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等についてのQ&Aが出されております。その中で「対応以前の問題として、学校として性同一性障害に係る児童生徒をどのように把握すれば良いのでしょうか。学校としてアンケート調査などを行い積極的に把握すべきなのですか。」という質問に対し、次のような回答がされております。「性同一性障害に係る児童生徒やその保護者は、性自認等について他の児童生徒だけでなく教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。また、自ら明らかにする準備が整っていない児童生徒に対し、一方的な調査や確認が行われると、当該児童生徒は自分の尊厳が侵害されている印象を持つ恐れもあります。このようなことを踏まえ、教育上の配慮の観点からは申し出がない状況で具体的な調査を行う必要はないと考えられます。学校においては教職員が正しい知識を持ち、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。」と示されております。この通知に基づき、本町としましては一斉の調査は行わず、児童生徒や保護者の相談に基づいて対応するようにしております。次に1番目5点目の性的マイノリティに対して教育を行っているかの御質問でございますが、先程の答弁で御紹介いたしました平成27年度に文部科学省から発出された通知に、教職員の資質向上の取組として、教職員の研修が例示されております。また、長崎県教育委員会が教職員の研修資料として発行している「人権教育をすすめるために」第47集には、性的マイノリティに関する教職員が知っておく必要のある知識と理解が掲載されております。長与町教育委員会としましては、これらの内容に限らず通知を教職員に対し確実に伝えること、「人権教育をすすめるために」などの研修資料については活用することを指導しております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

再質問をさせていただきます。まず最初になぜ私が昨年から、性的マイノリティの当事者ではありませんが、パートナーシップ制度導入にこだわるのかということをお願いして再質問に入りたいんですが。大体お分かりかと思うんですが、今、世間で任命拒否問題で注目されている日本学術会議というのがありますが、こちらの分科会が今年の9月23日に発表した「性的マイノリティの権利保障をめざして（Ⅱ）」という提言があります。この中にこういう文言があります「人権保障は第一義的に公権力に課せられた義務である」。私は全くこのとおりだと思ひまして、この自治体の義務が果たされていないと思うからこそ、それを指摘させていただいております。制度が導入されたからといって、利用する人が本町内にいるとは限りませんし、実際に導入後利用したカップルがないという自治体もございます。長崎市でも1年ほど経ってますが5組ほどと聞いております。ただ、先程の同じ提言の中にもう一つ「意識啓発や理解増進は人権保障実現のために必要な土壌ではあるものの、これを人権施策の前提条件と位置づけるのは本末転倒である」。つまり、先程の御答弁等でも研究をされているとか教育啓発等が必要であると考えているということがありましたが、それは当然なんです、それは議論してから導入するというのではなく、人権の課題ですから、この施策を実施して、その制度をもって、啓発や理解増進を同時に行えば良いと思うんですね。先程のとおり、これは自治体公権力、行政の最も大切な義務だと考えております。そこで再質問ですが、改めてですが、法的な効力はなくても携帯電話の会社や生命保険会社といった幾つもの民間企業では、自治体のパートナーシップ証明があれば夫婦と同様なサービスや契約を用意しているという所がたくさんあるんですね。そういったものを使えるということが、単に契約上のメリットであると同時に、法的には夫婦で認められない自分たちが認められたような気がする、そういう心の拠り所になるという当事者の話も聞いています。昨年と同様で先程も御答弁にありましたが、法制化の動きを注視するというのは、すぐにもそれが実現しそうな状況でもないからこそ必要なものであって、同性婚がないからこそ必要な制度の導入に対して、同性婚の法制化を待つというのは論点がずれてると思うんですね。昨年12月にも町長は「制度の趣旨及び性的マイノリティの方々の方が悩む現状があることも重要視した上で」という前置きもされてましたが、本当におっしゃったとおり重要視したのであれば、こういった心の拠り所になっている制度であるというのは御存じだと思うんですね。それでも昨年と変わらず多くの自治体が導入を進める中、なぜ、ここまで導入の具体的な検討を進めないのか。先程も、町民を交えた議論も、その時期には来てないというような御答弁だったと思うんですが、そもそも人権を守る施策にどういふ議論が必要なのかも分からないんですが。とにかくもう一度、導入したら何か困ることがあるのか。導入に反対するような何かに付度をされているのか。こういった制度導入を進めない明確な理由を、もう一度改めてお答えいただきたいと思ひます。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

導入に伴って困るとか誰かに付度をしてるとか、そういった問題は一切ございません。ただ、導入によって効果、影響というのは、やはり導入してない状況では計り知れないところもございますので、その辺については検討が必要かという判断でございます。先程から申し上げてますとおり、同性婚のほか、国会においても性的マイノリティに関する差別解消等の推進に関する法律も継続審議となっているようでございます。こういった制度、これがどういう結果をもたらして、どのような形になるか分かりませんが、国の基本方針辺りが示されて、それによって自治体の方が事務を行っていくという観点からすれば、法とか方針であると、より拘束力も出てきて、よりスムーズに、より広い範囲での多様性を認める社会の構築がスムーズに図られると思っておりますので、その判断を行う前に、そういった審議の経過であるとか、そういうのを踏まえたところで、一方では引き続き研究をしていくというようなことで考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

今おっしゃったLGBT等、差別等しないというような趣旨の法律というのは、実際にG7の中でも制定してないのは日本だけだそうなんです。要するに、世界から見ても遅れているこの日本の法整備が遅れているからこそ、自治体が率先して人権を守る動きをするのが地方分権の一つの大きな意義でもあり、役割だと思います。実際に長崎市もそれを行っているわけで。今日ちょうど全員協議会で御説明いただいた令和元年度の総合戦略に係る事業進捗についての中に「目標4時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する」。県や周辺市町との連携という意味であれば率先して先進的な取組をしている長崎市。これにこういった連携を行うことは非常に良いことだと思いますし、こういった連携を必要としていると総合戦略で謳っているわけですから、一緒にそういったものに取り込めば良いと思うんですが。やはり今の御答弁でも、結局は進める予定やつもりはないということだと思うんです。同じ目標4のところ「だれもが暮らしやすいまちづくり、いつかは帰りたいと思えるふるさとづくりに努めます」とあります。実際に、都会に地方から人が流れるっていうのはもちろん仕事が無いとか様々な理由はあると思うんですけれども。最初の質問で申し上げたように、いわゆる閉鎖性とか、そういった排他性、息苦しさがあるからっていうのは必ずあると思うんです。なので、例えば最初に日本でこのパートナー制度を導入した世田谷区、渋谷区、今年でもう5年になるわけですね。そういった取組をしている東京の自治体からすると既に5年遅れている。これ以上遅れてはいけないと思うんですよ。もうどんどん人口も減ってるわけで、やはり人口流出を、都会への流出を止める意味でも、こういった制度で地方の閉鎖性などのイメージを変えていく。こういったのは必要だと思います。昨年12月に、確か移住定住政策と人権の政策は別だと。同様には考えてないというこ

とは、確におっしゃるとおりなんです。その目的が移住、定住であるというのは私も違うとは思いますが。でも実際にそれがあって移住する人もいますよね。長崎新聞の今年の9月7日、8日の記事で、大阪で暮らしてたゲイのカップルの方が田舎暮らしに憧れて移住先を探したと。でも、ゲイであることは隠しておかなきゃと思って、なるべく近所付き合いはしたくないということで自治体に問い合わせても大体の所で難しいと断られたと。あるときパートナーシップ宣誓制度を伊賀市が取り入れたと聞いて電話して「ゲイのカップルですが、移住を希望してるんですが」と言うと、「大歓迎です」という答えがあって、実際に今、伊賀で農業されていると。もちろん、これは一例だけですけれども、実際にそう言って田舎には行きたいけど、なかなかそういう閉鎖性があるって行きづらい。でもこうやって受け入れてくれる所なら行きたい。確か今日の総合戦略の中には、例えば本町でいうと新規就農者の伸び悩みもあると。例えば今の例のような方がいれば移住者も1組増えて、新規就農もすると。そういうケースもあり得ると思います。ですので目的ではなくてもこういう制度の導入を考えていただきたいんですが。町長はよく御自身はトップダウン型ではなくてボトムアップ型だとおっしゃっているかと思うんですが、そうするとこの人権の問題、取り扱いは総務部だと思いますが、どうなんでしょうか。この制度を導入した方がこういったいろいろなメリットがあるというように含めて、人権の問題、人権施策であるという提案が町長になされていないのか。そういう提案は担当の部下からはあっても町長がそれを必要ないと判断しているのか。その辺りをお答えいただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋敏純君）

人権に対しては、長与町も特に注意をして日々行っているところでございまして、今おっしゃいましたように町長ともよくそういう話はしておるところでございます。令和2年2月に長崎県において取りまとめられた性的少数者に関するアンケートの結果報告書というものが出ております。その中に、婚姻における平等としましてパートナーシップ制度に関する意見の抜粋が掲載されておりますけれども、その意見として法の導入が求められてますけれども、もし導入されても「その当事者は利用するか分からない」というようなお話もされているところです。そういうところも含めまして、我々もいろいろと調査研究ということでさせていただいてるわけですが、その制度を導入する前に、まずは全ての町民の方が相互に人格と個性を尊重し合うような、共生する豊かな活力ある社会の実現と言いますか、長与町民が全てのそういう課題を共有して、理解できるように深めることがまずは先ではないのかなっていう考えもございまして、現在そういうところをもう少し進めたら良いんじゃないかと考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

もちろん、その制度が導入されても利用するか分からないっていう方は当然いらっしゃると思いますが、多分当事者の方で、その制度を導入されることに反対するという方はあまりいらっしゃらないと思うんです。利用はしないけども、と思うんですよ。いずれにしても利用したいという方のために考えるべき施策だと思うんですが。先程のとおり、そういった啓発とかが先とかっていうことに捉われずに、そういう制度が導入されたことで長与町ってのはそういう町なんだと、そういうことを内外にも伝えるっていうのは大事な施策でもあり、役割でもあるんじゃないかと思うんです。なので、予算も大きく必要ないことでもあるっていうのもありますし、一部それに反対して非常に大きな批判に晒されている地方議員もいますが、基本的にはそれが批判されるぐらいですから、社会的にもそれを受け入れる土壌はあると思うんですね。なので、本当は今コロナで住民も非常に社会不安に陥ってる中、そういう独自性とかリーダーシップっていうのを発揮していただきたいというのがあるんですが、やはり昨年からの答弁ともあまり変わらないので、あまり期待ができないかなとも思うので伺いたいんですが、我々、議員と議会は住民を代表する立場であります。今後もしこのパートナー制度導入を求める意見書等、町長に長与町議会が可決して提出しましたら、それは住民の声として受け止め、前向きに御検討いただけますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

議会体として御提出いただけると、そういった場合にはもちろん議会の総意があったということで真摯に受けとめて、そのときにまた検討したのちに判断をするということでお答えしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。第10次総合計画はSDGsと整合性と取るというのが一つのコンセプトですが、SDGsの一番の基本コンセプトって言うのが、誰一人取り残さない世界の実現なんですよ。ですので、このコンセプトに合う総合計画であると自負されるならば、こういった性的マイノリティの方を取り残さず、是非検討いただきたいと思います。

次に教育に関してなんですけれども、朝日新聞の7月26日の記事に来年度からの中学校の新しい教科書で性の多様性が様々に取り上げられているということで、検定に合格した106の教科書のうち17の教科書で保健体育に限らず国語や社会、美術、技術家庭、道徳等6教科で性の多様性等に記述があったということなんです。長与町では今回採用した教科書、そういった性の多様性等が取り扱われているかどうかっていうのは例えば何教科、そういった教科書を採択したというようなのが分かればお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

性の多様性を教科書選定の視点にしておりませんので、ここでその中の何社がその記述があるということは把握をしておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。急な質問だったので仕方ないと思います。この質問自体、通告外であればおっしゃっていただければと思うんですが、次の質問に繋がるので一つ伺いたいんですが、長与第二中学校が女子もスラックスを選べるようにする方向性っていうのは昨年から伺ってましたが、様々な要因で2年ぐらい延びると。令和4年度を目途にそういう方向性と聞いてますが、これ女子がスクラックスを選べるようにということですが、男子生徒がスカートを選択することは可能なんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

追加の制服ということで、長与第二中学校は今その手続きを取っているところでございます。追加の中にはスラックスもスカートも両方ございますので、それが不可能かと言われれば不可能ではございません。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

ありがとうございます。もし、そういったのを想定していないというお答えであれば、是非考えていただきたいと思ったんですが、そういったことであれば可能ということですので良かったと思います。先程、文科省の通知でアンケート等を取るっていうのがあまり好ましくないということもありましたけれども、学校が受け入れる体制であるっていうことは悩んでる生徒、子どもが悩みを打ち明けられる環境という意味では必要だと思っただけです。なので、実際に制服選択制で男子がスカートをはくことも対応している公立校も千葉県でありますし、実際にそうなった場合にできるんですよ。男子がスカートは駄目ですよって言うのではなくて、もちろんそうするしないは御本人とか親御さんの希望でしょうけれども、それも受け入れるというのは明確にして、こういう制度を導入していただければと思っております。

では、次のミクンファミリーの②にいきたいと思っております。これ経緯は分かっていますが、結局その契約書が無いっていうのがよく分からないんですよ。かなり重要な案件だと思うんです。実際に各地で著作権を誰が持っているかっていうトラブルが起きたり

というのも聞いてます。愛知大学が行った地方の御当地キャラの著作権を誰が持ってるかという調査に対して65%自治体が持っていると。その他13%原案者。原案者は公募等でそれを作った人だと思うんです。それ以外の企業が持ってるのが17%。こういうふうには65%が持ってるというのは当然そうだからだと思うんです。作ってもらったキャラを、作った方が権利があるという使えなければ意味がない訳で、実際に日本弁理士会が「地域振興キャラクター活用マニュアル」というのを出してるんですが、ここでもキャラクターデザインの著作権を譲り受けるか否か等、著作権の帰属や業務内容を明確化にしとくためにキャラクターデザイン依頼の際は、制作者との間で業務委託契約書を結んでおくとい。実際それが無いのも問題だと思うんですが、これは何で契約書が無いんですかね。作った方が著作権を持つとか持たないとか、いずれ譲渡するとか、売却するとか。実際に今それが無くていわゆる口約束なんですかね。当該事業者にて全て発注するというような内部通知もされてるといのは、何を根拠にそうしているのか。普通、請負契約を行う場合は契約書には町長が決裁をしたという名前があると思うんですが、このキャラクターを使うに当たって権利はそちらにありますよといようなのは、当時どなたかが約束したんですか。町長が決裁して口約束したといのか、誰が責任を持って今の現状になってるのかといのは分かるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

著作権につきましては、創作物を作成した時点で著作権が発生いたします。ですから、うちの方からミクンファミリーを作ってくださいといいう依頼をしていませんので、当該事業者が企業の努力としてこういうデザインはどうですかってことで作られたので、この点につきましては著作権は事業者の方にあるといのは間違いないといことです。それから契約なんですけれども、実際これまで何度か買い取りの話を行っておりますけれども、買い取りの合意には至っておりません。ですから契約書が無いといことです。それからミクンファミリーの使用料の設定もございませんので、そういう使用料的な契約書もございません。ですから著作権をお持ちの事業者に頼むときには金額等において契約書が必要な案件とかもありますので、そういう個別な契約を結ぶこととなります。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

例えば正式な契約で、そちらの事業者が著作権持ちますよってのが明確になってれば、その他の条件も当然その契約に入れられると思ふので良いと思ふんですが、非常に曖昧だと思ふんですよね。例えば極端に言うと、いくら長与町のために作られたとは言っても、著作権を向こうが持っているといことは、長与町はグッズを勝手には作れないけれども、その事業者は幾らでも長与町の許可を取ることなくファミリーを使って販売す

る。例えばそのグッズを使って何を作っても良いわけですね。漫画を作っても良いし。もっと言うと、それを第三者に売却することも可能ですよね。道義的にそういうことするかどうかは別として、例えば長与町と同じくみかんを特産としている自治体はそのキャラ譲ってくださいって言ったら可能な訳ですね。一応、可能かどうかというのを。

○議長（山口憲一郎議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

著作権につきましては譲渡権というのがありますので、その事業者が著作権をお持ちですので、譲渡権等の契約ができれば他者に移管するという形もできると思います。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうすると非常に不安定というか。作ったのは事業者であっても、それを平成23年、ホームページに掲載して、ファミリーとして正式に紹介している。言ってみれば一事業者が作ったものを町がアピールしてるという、本末転倒というかおかしい話になってるような気がするんですね。あくまでこれをミックンファミリーとして定着させたのは町であって、実際にミックンは町のものであり、そういったもののキャラクターのグッズを何か作ったりするのにも、その事業者のお伺いを立てないといけない。内部通知書には、この当該事業者で作成できないものを他の業者に発注する場合は相談が必要とか、ウェブ上に掲載する場合も問題ないが一言確認するというようなことがあるんですね。町のキャラクターなのに、いちいちお伺いを立てないといけないという状況がよく分からないんですが。こういったのを改めて、他者に譲渡したりとか、そういったのをしないようにというので改めて契約書を結ぶような、そういうお考えはないでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

今現在、著作権をうちと事業者双方で合意ができるように、本町におきましても誠意を持って話を進めています。第一義的に著作権をお持ちの当該事業者が許すようであれば、是非うちの方に譲渡していただきたいということで、真摯に交渉している状況です。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

最初の御答弁にあったように130万円以上になるような契約は無いということで、それはある意味たまたまだと思うんです。例えばミックンファミリーをどうしても使って何か、何百万円もする印刷物等啓発物を作ると。それは担当の所管がそう判断すれば、金額によらず先の第2号に準ずるということですから、そこにしか頼めない訳ですから。

それは担当者が、最初の通告文でも言いましたとおり恣意的にその業者に高額の発注を、ミックンファミリーを使う、どうしてもこれ必要なんですと決めてしまえば、できてしまう。実際やるかどうかはもちろん別です。ただ、そういうのができてしまう状況があるのがよくないと思うんですよね。今、実際に幾つかの県内、県外でも市町で入札価格を漏らしたりとか、そういう汚職のようなものが起こってます。ですから、本町の職員がそういうことをするとか、しないじゃなくて、できる環境をこうやって残しておくというのは、やっぱりよくないと思うんです。なので恣意的に、どうしてもファミリーを使うからこの会社に依頼するんですというようなことが、担当者等の一存というか、そういった形で可能になったりしないような何かしらの是正。再度そういう契約をするとか、先程のとおり交渉して著作権を買い取るとかしておかないと、そういう恣意的な運用が可能である以上は、そういうことが起こった場合にはそれを放置してた町の責任になる部分もあると思います。私も法律的なことは詳しくないので今回アバウトな質疑になりましたが、とにかく是正を考えていただきたいということで質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで、八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時15分まで休憩します。

（休憩 15時02分～15時15分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、吉岡清彦議員の①文化の発展や振興策についての質問を許します。

13番、吉岡清彦議員。

○13番（吉岡清彦議員）

質問をさせていただきます。その前に一言「天を知る、礼を知る、言を知る、以って人の道と成す」と先人の言葉がありますけども、私が正道を歩いていなかったんじゃないかなと思って天から罰。あるいは一つの使命をいただいたんじゃないかと思っております。人生100年の時代に入って、どうやったらそれに向かってお前がやっていくか少しは考えていきなさいと、そういう使命を戴いたんじゃないかと思っております。これからも100歳は青春であり、また現役である。あるいは120歳まで全うする。そういうモットーに向かってこれからも町民の発展、町の発展に向かって私なりにやっていきたいと思っておりますけども、皆さん方の御指導をよろしく願っていたいと思っております。では質問に入ります。一つだけです、今回はですね。文化の発展や振興策についてということでございます。9月議会において長与三彩窯跡調査のため周辺用地購入の予算化がされました。それに基づいて質問していきたいと思っております。（1）購入した分を含めて、合計総面積はどれだけのなか。また、こういう計画をするためには駐車場なんかも計画してるんじゃないかと思っておりますけども、そういう台数なんかも取れるのかどうか。（2）今後の地域の発展のために計画はどういうものを持っているのか。

1期計画、2期計画、3期計画等々あるでしょうけれども、どういう計画を持っているのか。(3) 当地に陶芸の館、文化ホールの近くにありますがけれども、移転して陶芸の振興をこの一帯で図る考えはないか。(4) 本町の歴史を示す上にも、郷土資料館、仮称ですけども、あるいは民俗資料館の開設が必要と思います。陶芸の館がもし移転したならば、そこにこういうものを開設しても良いんじゃないかと思っております。もし陶芸の館の移転が無理なら、長与三彩窯跡利用地に設置するのが一つの案と思うがどうか。(5) として、(4)の郷土資料館あるいは民俗資料館の設置案が無理なら新図書館用地、新図書館を含めた(仮)総合センターの中に設置しても良いんじゃないかっていうふうに思っております。だから(3)、(4)、(5)は私からの提言って言いますか、そういうことに入っております。括弧して書いてますけども、郷土資料館、民俗資料館の設立については平成3年9月議会一般質問で、平成3年は私が初当選させていただいた年でもあります。ちょうど中尾城公園が出来つつあったわけですけども、中尾城公園の一番てっぺんに長与の城、シンボルを作って展示室を設けてみるべきだという質問もしております。また平成5年3月議会の一般質問で、スポーツと文化の振興策について質問したときに、このときは民俗資料館の整備を促進すると、はっきりと答弁をいただいているわけでございます。郷土資料館にしても、民俗資料館にしても、どちらが正しいのか分かりませんが、長与の歴史を示す施設も必要じゃないかということで、大きな項目として2項目が入ってるわけですけども、ひとつよろしく願いたします。

○議長(山口憲一郎議員)

勝本教育長。

○教育長(勝本真二君)

では、吉岡議員の質問にお答えいたします。1点目、購入用地の合計総面積と駐車台数についての御質問だと思います。調査のために購入いたしました用地の合計総面積は、4,710.23平方メートルでございます。また購入する用地は、主に発掘調査を目的に購入するものであり、現在のところ駐車場用地としては考えておりません。

次に2点目の調査における今後の計画についての御質問でございますが、今後の計画ですが、今回の発掘調査につきましては令和3年度から令和5年度の3か年で発掘調査の計画をしております。まず、令和3年度に第1期発掘調査を行います。発掘場所といたしましては、購入しました用地の宅地部分のうち家屋が建っていない場所の調査をいたします。令和4年度の第2期発掘調査では宅地内の家屋を解体いたしまして、家屋が建っていた場所の調査をいたします。第1期と第2期の調査及び作業内容は、遺溝の測量、遺物の洗浄やナンバーリング、写真撮影など、遺物の整理を行ってまいります。最終年度の令和5年度に遺物の実測や図面の作成などを行い、調査成果をまとめた調査報告書を作成する予定でございます。発掘調査により重要な遺構や遺物が発見された場合は、町の重要文化財に指定し、保存管理に努めると同時に、長与三彩の素晴らしさと長

与町の文化遺産について町内外に発信したいと考えております。

次に3点目の陶芸の館の移転と陶芸の振興についての御質問でございますが、陶芸の館につきましては、平成9年の開館以来初心者から熟練者までたくさんの方々に御利用いただいております。陶芸教室をはじめ、陶芸品の制作や陶芸品に触れられる唯一の場所として、陶芸の普及振興に十分役目を果たしているものと考えております。今回購入する用地の活用につきましても、まずは発掘調査を実施し、その成果を踏まえた上で遺物などの保存や管理方法などを決めていく必要もございますので、現在のところ、陶芸の館の移転につきましては考えておりません。

次に4点目の郷土資料館、民俗資料館の設置についての御質問でございますが、現在、図書館の3階に古い文書や農作業用具などを展示するための資料室がありますが、教育委員会といたしましても郷土資料館や民俗資料館のような施設、あるいは展示室などを整備する必要性は認識しているところでございます。議員御指摘の資料館の設置につきましては、今後、新図書館の建設や発掘調査における成果などを踏まえ、設置場所も含めて検討してまいりたいと思っております。

次に5点目の新図書館を含めた（仮）総合センターについての御質問でございますが、先程の答弁のとおり、郷土資料や民族資料を展示するための施設整備は必要であると考えております。現在（仮）総合センターの設置につきましては想定がございませんが、建設予定の新図書館につきましては、今後具体的な内容の検討を行っていくこととしております。繰り返しになりますが、今後設置場所も含めた上で御提案いただきました資料館の整備につきましても、検討していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

大体分かりました。その面積ですけれども、今度の購入だけの面積が4,710って言うてるのか、長与焼のあれも含めての面積なのか。私の質問はそれを含めた面積を言うてるわけですけれども、そこんところを再度。それと数字的に4,710と聞いたわけですけれども、なかなか数字で聞いても分からないから、長与小学校グラウンドの半分ぐらいとか、目分量で分かるように教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

答弁いたしました4,710.23につきましては今回購入をさせていただいた土地の総面積になります。4,710.23の大体の分かりやすい面積ですけれども、長与小学校校舎の目の前のグラウンド、ちょうど4,500平米あります。ほぼ一緒、もしくは一回りちょっと大きいぐらいの面積になります。ちなみに長与三彩の方の過去購入済みの面積は2,079平米になります。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

ということは、今の4,710と今まであった2,079を足した6,780ぐらい、結構広い所になりますね。それで間違いないわけですね。再度そしたら。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

答弁させていただきました4,710.23は長与三彩の窯跡用地になります。で、2,079、現在取得済みの所は長与焼、いわゆる登り窯、長与の皿山になります。そこと今回購入した所は若干場所が違いますけれども、最終的には生涯学習の拠点として長与の文化財の保護と管理を2つ併せて考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

僕も勘違いしとるか分からんけども。今まで登り窯があったとして、手前のほうをちょっと買ったりして、そこ一体的になるのか。そこで分断してこれはこれだけ、そうなるのか。私がこれ言ったのは、そういうことも含めた一体的なことが僕の頭にあるものだから、ちょっとちぐはぐな質問になってくるか分からんけども。今までの分と今度買った分が、そこで一体的になるんじゃないかというのが私の考えなんですけれども、そういうところを再度お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

今まで町で取得済みの土地と今回の購入の所は基本的には別物になります。ただ、将来的に、総合的に長与の文化財として、今後併せて整備と管理を行っていく予定にしております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

じゃあ、それをするためには、なんぼぐらいの購入面積が必要なのか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

今回買わせていただいた土地は長与三彩の窯跡になります。そこにつきましては物原も含めて全体的に土地を購入できておりますので、今回3か年の計画で発掘調査をする

予定にしております。そのすぐ横にあります長与皿山、登り窯につきましては長与焼という窯になります。そこは10筆あるんですけど、そのうち7筆を購入することができます。まだ購入できていない面積は、3筆で1,197平米になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

大体分かってきました。今回は長与三彩の発掘調査が目的ということですが、僕の考えとしては、発掘調査はそのために買うわけだから当然やっていくわけですね。2番目の今後の計画はどうかっていうところで求めてたのが、調査じゃなくて、総合的にこの一帯の文化の振興策として、今後どういう形でその一帯を。調査して出てきた場合、管理、保存するにしても、場所がなからんばいかんと思うわけですね。そのため新たに何か館が要ると思う。そのために僕としては、陶芸の館と一緒にやったらどうかとかいうのを提案したわけです。それが駄目ならば郷土資料館なんかもどうかとか。だから町として調査する先の2期計画、3期計画の方を僕は求めて2番で言ってるわけですけど、教育委員会として今後どういう形で、何年になるかそれは分からんけども、せっかくやるからにはやっていくべきじゃないかって。そのため、ひょっとしたら駐車場も要るんじゃないかっていうことでしたわけですけども。そういう先々の計画っていうのは持つとかんばいかんと思うわけです。おるときにそういう指針をやっとって欲しいわけです。教育長、次長、課長にしても。課長まだ若いわけだから、これからの人間だから。そういう計画を作って欲しいわけやけども。どうですか、これからの先のこの一帯の計画は。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

先々の話になりますけれども、教育委員会としましても、長与皿山そして長与三彩につきましては、歴史的事実を後世に伝えるためにとても重要なことであり、大変意義のあることだと考えております。今回、発掘調査をした結果、将来的にはあの場所、もし発掘とかされて大々的になった場合、生涯学習の拠点として何らかの資料館、作業場、そういった施設的な整備も、もちろん議員おっしゃっていただきました駐車場の関係も何らかの整備をして、長与三彩、長与焼の素晴らしさとか、長与の文化遺産について町内外にPRできるような場、生涯学習の拠点になれば良いなと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

人間というのは、スポーツがどうしても頭にあって、甲子園に行ったとか、花園に行ったとか、オリンピックに出たとかいうのが華々しくなるわけですね。しかし、長与の場合は何をPRするかと。文化が一番じゃないかって思うわけですね。しかし、どうし

ても面積的にそう広い所が無いもんだから、難しいところがある。だから平成3年に、あそこに城を造って、あそのPRをして、眺めのいい展望台を造って、下の方に展示場を作ったらどうかということで提案したわけですけども。まあ、あそこに実際に長与の城は無かったという答弁やったわけだから、勝手には作られないということで、僕もそれは終わっとったわけですけども。しかし今度のを見ると結構広いわけですね。長与にあれだけの文化的なものをするのはなかなかないと思うわけです。だから、あそこを長与の文化の拠点としてやっていければどうかっていうのが、今度の(2)の今後の計画という中で求めとったわけですね。だから、あと3筆残って、本当に全てが利用できるようになるようにやっていって欲しいわけですね。まあ、それは確かに購入土地がまだあるみたいだから難しい。すぐ行くのかどうかわかりませんが、まずは大体の課長の言う今後に向かって。若いわけだから、一生懸命長与の文化の発展の拠点になるようにやって欲しいと思います。敷地の購入計画はある程度分かりました。今度は陶芸の館も今のところは移転しない。確かに立派なのが出来てるから。しかし先々にはいろいろなものが出てきて、ほっとくわけにいかないから。きれいに展示する場所が出てくるわけですからね。そのときに何かセットでできないかなというのが私の考えになるわけですよ。しかし陶芸の館は今のところは移転しない、そういうことで分かりました。4番にしても、先々のことになってきますけど、これも。あと3筆って出たけども、どうなんですか。購入するときに難しいような状況の3筆なのか、協力的なあれなのか、町長も知っておれば町長の方からでも一言あればよろしくお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

残りの3筆についてですけれども、10数年前ぐらいから交渉をしております、なかなか買収ができていない状況にあるんですけれども。去年、今年ぐらいから改めて交渉に力を入れております結果、今までよりはお話ができる状況になってきていると思いますので、一歩前に進んだと担当課としては捉えております。これを引き続き粘り強く交渉しまして、先程から言ってますとおり、全体を購入して、いろんな整備と管理をやっていきたいと思っておりますので、引き続き交渉を続けていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

長与の文化の発展のために、せつかくの利用価値のある広い面積ですので、町長としてはどうやって欲しいかというのをお聞きしますけども、どうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

この件につきましては、まず、今回、売っていただいて、館の跡を発掘するということが非常に大きな意味があります。先程吉岡議員おっしゃったように、長与町で幻の三彩が出たという非常にニュースであります。だから、これを是非、長崎の長与の幻の三彩が出たというような発掘になれば非常にいいなと思っておりますし、今、生涯学習課長が言いましたように、そのあとにつきましては縷々、今言ったような計画がございますけれども、まずはこの屋敷跡から出るかどうか。それが出るとなれば、この部分については非常にニュース性がありますので、いろいろ考えていかんといかんのじゃないかなと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

この三彩っていう名前、三彩焼ですね。これは今現在も有名な有田とか、佐賀県に伊万里とか焼物会社がたくさんありますけれども、そこでも今、実際有田三彩とかそういう形で出回っておるわけなんですか。市場で人気がある陶器なのか。あるいはもう特殊なあれで普段作らないのか、そこんところ分かりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

すいません。私も勉強不足でそこまで詳しくないんですけども、三彩焼自体はとても貴重な陶器であると聞いております。それから今出回ってるのかっていう話ですけども、現在は、それを主に作ってることはないということでお聞きしています。ですから出回ってる分はあるんですけども、製造をしているということはなかなかないというふうに理解をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

確か町の何か記念のとき、三彩のをいただいたような気も。ああいうのがあって。そのときは特殊に作っていただいたということになるわけでしょうね。今のところは。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

記念品として魚の置き物とかいただいたことがありますけども、あれはまた別の三彩焼でございます、三彩焼にもいろいろ種類がございます。長崎三彩とかですね。またそれで違いますので、長与三彩はまた長与三彩で種類があつて、長崎三彩は長崎三彩であると。また別のものということで考えていただければいいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

分かりました。難しいですね、三彩でもですね。そしたら今回の場合は発掘調査が主ということで、基本的はですね。私の希望としては、そのあとのきれいな長与の文化を、その拠点にやっていたらなというのが一つの構想であって、それが無理であれば、郷土資料館にしてもまた違う所でやって欲しいなという気があるわけですけども。それで郷土の資料物は図書館の何階かにあるって言われたですけども、小学校の低学年から3、4年ぐらいまでは、長与の地元の勉強する時間を取ってるんじゃないかと思います。よくあるごみの施設なんかには、ごみはこうなってるんだって言うてから貸切バスで結構見に行く。しかし長与の郷土的なことは図書館にあるんだよということで。学校側としても、こういうのを見せる機会というのはちゃんと取って児童生徒に見せてるわけですか。そこんところお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

図書館の3階に展示室がありまして、発掘物であったり、昔の生活用品であったり、古い教科書であったり、古文書であったり、そういった物を展示してるんですけども。町内の小学校の2年生もしくは3年生が年に1回長与町の歴史等々を知るために、見学に来ていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

大体分かりました。この機会に立派な長与三彩焼が出てくることを願っております。そして長与の歴史を示す郷土資料館、あるいは民俗資料館、どちらが良いのか分かりませんが、そういうものの設置もやってもらえばなという気持ちでおります。教育長も、これはちゃんと頭に入ると言うことでありましたので期待しております。今回はこれで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これで吉岡清彦議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会します。

（散会 15時50分）